上富田町学校給食センター給食物資納入規格書

前提要件

１．腐敗、傷み、異臭、異物、病害虫等がないこと。

２．特に指定していない品目については、国内産及び国内製造物資とすること。（加工品の原材料については、特に指定のない場合、海外産も可（中国産は不可）であるが、国産を優先する。

３．野菜・果物については、食べごろであること。果物については、ワックス処理をしていないこと。

４．遺伝子組み換え農産物は不可とする。

５．サイズについて特段の指定をしていない物資については、１回の納入品のサイズが揃っていること。（納品時にサイズの混合は不可。）

６．物資の選定にあたっては、特別の場合を除き、町内生産者、西牟婁地方物資（製造物資）、県内物資（製造物資）、国内物資（製造物資）の順に優先する。

７．納入の際には、産地（加工品については最終製造地）を記入すること。

８．玄米については、２等級以上、検査米とすること。

９．加工品については、最終製造地が確認できる資料をつけること。

10．自ら製造していない物資については、備考欄に製造事業所名、商品名等を明記すること。

11．素材その物以外の食品については、商品の規格、成分、主原料の産地、アレルギー物質表示（義務・推奨の２８品目（アーモンドを含む）が確認できる資料を見積書提出時に添付すること。種目４の冷凍食品については、冷凍食品の規格基準に基づく微生物検査等の結果（直近の検査結果の写）を添付すること。

12．加工食品については、栄養価に関する資料を添付すること。

13．納品は、特に指定していない場合は次のとおりとする。

　　当 日 朝：食肉及び加工品、野菜・果実及び加工品、魚介類及び加工品、冷凍食品、

豆腐、蒟蒻、乳製品の一部など

　　随　　時：冷凍食品、乳製品の一部、調味料、香辛料等、乾物、缶詰、玄米、油等

14．個数物（発注単位が㎏単位でないもの）については、特に指定のあるものを除いては1％の予備（サービス）を入れること。

15．納品時には下記事項を満たすこと。

　　①ＪＡＳ法及び食品衛生法等関連法令に基づく基準を満たし、食品表示法に基づく表示がなされていること。

　　②生鮮食品は、生鮮食品品質表示基準により名称・原産地表示がなされていること。

③豆腐等は、「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」に基づき、原産地表示を明記すること。

④大豆、小豆、インゲン等農産物検査法の対象となるものは、品位等検査結果等を記載した検査証明書の写を提出すること。

⑤農産物は、農薬の使用履歴を添付すること。添付が困難な場合は、仕入事業者名等を明記すること。

⑥農産物は、産地・等級・サイズを明記すること。

⑦町内産農産物については、市場等で使用する生産者・産地が確認できる書類または所定の様式により、生産者情報等を提出すること。

⑧食肉は、所定の様式「食肉産地・部位証明書」と関係書類を提出期日までに提出すること。

⑨納入規格に「製造後〇〇以内」となっているものについては、納入書等に製造年月日を明記すること。

16．肉・魚で、納品時に解凍の指示があるものは、冷蔵庫解凍のこと。(常温解凍は厳禁)